〇社会資本整備総合交付金交付申請等要領(平成23年3月11日付け国官会第2379号) 新旧対照表

少性会員本金属総合文刊並文刊中請寻安原(十次とも午も万十十日刊刊図台会第20	
改正案	現行
社会資本整備総合交付金交付申請等要領	社会資本整備総合交付金交付申請等要領
平成23年 3月11日 制 定	平成23年 3月11日 制 定
令和 5年 9月22日 最終改正	令和 3年 3月30日 最終改正
第6章 その他	第6章 その他
第11 電磁的記録による提出 (略)	第11 電磁的記録による提出 (略)
第12 地域公共交通再構築事業の取扱い	(新設)
交付要綱本編第6第1号イ⑪に規定する地域公共交通再構築事業に係る交	
付申請等については、本通知中「地方整備局長等」とあるのは「地方運輸局長等	
(地方運輸局長又は沖縄総合事務局長をいう。)」と読み替えるものとする。この	
場合においては、第4章第9の規定は、適用しない。	
<u>第13 雑則</u>	<u>第12 雜則</u>
1~3 (略)	1~3 (略)
附 則(令和3年3月30日付け国官会第28958号)	附 則(令和3年3月30日付け国官会第28958号)
1 施行期日	1 施行期日
この通知は、令和3年4月1日から施行する。	この通知は、令和3年4月1日から施行する。
CASTEVALOR INTEQ 1 1911 PAY SWELLY OF	
附 則(令和5年9月22日付け国官会第16028号)	(新設)
	<u>(MIRX)</u>
1 施行期日	
この通知は、令和5年10月1日から施行する。	

〇社会資本整備総合交付金に係る計画等について(平成22年3月26日付け国官会第2318号) 新旧対照表

改正案	現行
記	記
第1~第4 (略)	第1~第4 (略)
第5 地域公共交通再構築事業の取扱い	_ <u>(新設)</u>
交付要綱本編第6第1号イ①に規定する地域公共交通再構築事業に係る計画 等については、本通知中「地方整備局等」とあるのは「地方運輸局等(沖縄県の区域にあっては沖縄総合事務局運輸部、その他の区域にあっては各地方運輸局交通政策部をいう。)」と読み替えるものとする。	
第6 雑則 1~3 (略)	第5 雑則 1~3 (略)
附 則(令和3年3月30日付け国官会第28956号) 1 施行期日 この通知は、令和3年4月1日から施行する。	附 則(令和3年3月30日付け国官会第28956号) 1 施行期日 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
附 <u>則(令和5年9月22日付け国官会第16029号)</u> 1 施行期日 この通知は、令和5年10月1日から施行する。	

〇社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領(平成24年3月30日付け国官会第3299号) 新旧対照表

改正案	現行
社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び 財産処分承認基準等要領	社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領
目次 第1章 通則(第1) 第2章 実績報告書(第2一第8) 第3章 残存物件等の取扱い(第9一第17) 第4章 額の確定の取扱い(第18一第23) 第5章 財産処分承認基準等(第24一第28) 第6章 その他(第29一第30) 附則	目次 第1章 通則(第1) 第2章 実績報告書(第2一第8) 第3章 残存物件等の取扱い(第9—第17) 第4章 額の確定の取扱い(第18—第23) 第5章 財産処分承認基準等(第24—第28) 第6章 電磁的記録による提出 (第29) 附則
第1章~第5章 (略) 第6章 その他 第29 電磁的記録による提出 (略)	第1章~第5章 (略) 第6章 電磁的記録による提出 (略)
第30 地域公共交通再構築事業の取扱い 交付要綱本編第6第1号イ①に規定する地域公共交通再構築事業に係る実績報 告書、残存物件等の取扱い、額の確定の取扱い及び財産処分の取扱いについては、 本通知中「地方整備局長等」とあるのは「地方運輸局長等(地方運輸局長及び沖縄 総合事務局長をいう。)」と読み替えるものとする。	<u>(新設)</u>
附 則(令和5年8月29日付け国官会第15491号) (施行期日) 1 この要領は、令和5年9月1日から施行する。	附 則 (令和5年8月29日付け国官会第15491号) (施行期日) 1 この要領は、令和5年9月1日から施行する。
附 則 (令和5年9月22日付け国官会第16030号) (施行期日) 1 この要領は、令和5年10月1日から施行する。	

○社会資本整備総合交付金の計画別流用について(平成23年3月31日付け国官会第2534号国土交通事務次官通知) 新旧対照表

改正案	現行
記	記
1~7 (略) 8 交付要綱本編第6第1号イ⑪に規定する地域公共交通再構築事業に係る計画別流用については、本通知中「地方整備局長等」とあるのは「地方運輸局長等(地方運輸局長及び沖縄総合事務局長をいう。)」と読み替えるものとする。	1~7 (略) <u>(新設)</u>
附 則 (令和3年3月30日付け国官会第28960号) 1 施行期日 この通知は、令和3年4月1日から施行する。	附 則(令和3年3月30日付け国官会第28960号) 1 施行期日 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
附 則 (令和5年9月22日付け国官会第16031号) 1 施行期日 この通知は、令和5年10月1日から施行する。	